

岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉猫の会が地域猫活動として行う地域猫の避妊・去勢手術(以下「手術」という。)に要する費用の一部を補助する岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となる手術は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 岩倉猫の会が認定した地域猫であること。
- (2) 手術を受ける診療施設は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条の規定に基づく届出をした診療施設(以下「診療施設」という。)であること。
- (3) 手術を受けた地域猫であるとの証明ができるよう施術をした手術であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、手術に要した実費の範囲内とし、その上限は、次のとおりとする。なお、補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 避妊手術 1匹につき8,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき6,500円

(補助金の申請)

第4条 岩倉猫の会は、毎月ごとに岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に岩倉市地域猫避妊・去勢手術報告書(様式第2)を添付して、翌月の末日までに市長に提出するものとする。ただし、当該月に手術を行わなかった場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定した場合は、岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付決定通知書(様式第3)により、岩倉猫の会に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 市長は、岩倉猫の会から岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金請求書(様式第4)が提出された場合は、内容の確認後、補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号いずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) この補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(書類の整備等)

第8条 岩倉猫の会は、補助金の経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(岩倉市犬及び猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱の廃止)

2 岩倉市犬及び猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付申請書

年 月 日

岩倉市長

殿

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者氏名

電 話 番 号

このことについて、下記のとおり地域猫の避妊・去勢手術を実施しましたので、岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金を交付していただきますよう申請します。

記

1 手術実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2 申請金額 金 円

(添付書類)

岩倉市地域猫避妊・去勢手術報告書

様式第2（第4条関係）

岩倉市地域猫避妊・去勢手術報告書

年 月 日

岩倉市長

殿

報告者 団 体 名
所 在 地
代表者氏名
電 話 番 号

岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付要綱第4条に基づき、岩倉市地域猫避妊・去勢手術を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

会 員 名			
会 員 の 住 所			
捕 獲 日 時			
捕 獲 場 所			
性 別	お す ・ め す		
手 術 の 種 類	避 妊 ・ 去 勢		
写 真 等			
その他特筆すべき特徴			
手 術 実 施 日			
手術額の総額	円	補助金額	円
手術実施診療施設の所在地及び名称並びに獣医師氏名	上記手術が完了したことに相違ないことを証明します。 年 月 日		

様式第3(第5条関係)

年 月 日

岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付決定通知書

様

岩倉市長

印

年 月 日付けにて提出のありました岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付申請書を審査したところ適正でありましたので、岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金交付要綱第5条により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知いたします。

交付決定額

円

様式第4(第6条関係)

岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金請求書

金	円
---	---

ただし、 年 月分岩倉市地域猫避妊・去勢手術補助金を上記のとおり請求いたします。

年 月 日

団体名
所在地
代表者氏名
電話番号

岩倉市長 殿

振替先金融機関名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義